



..... もくじ

- ブルーベリー栽培名人
令和2年度 遊休農地調査の結果 2
- レポート「農地利用調整会議」
農地相談会の開催 3
- 農業者年金を知ってください ほか 4

令和3年3月1日発行 南箕輪村農業委員会
発行責任者：会長 高木繁雄
編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
E-mail : nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

南箕輪村役場ホームページ ▶▶▶▶▶▶
<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp>



夏の豊作を思い描いて剪定します

すっきりと晴れた厳冬の空の下、パチンパチンと軽快な音が鳴り響いています。
果樹農家にとって剪定作業は欠かせません。枝を見て瞬時に見極め鋏を入れます。
その視線の向こうには、初夏には実るたくさんのブルーベリーが見えていることでしょう。
(関連記事2ページ)



ブルーベリー栽培名人

征矢博さん(66歳)

塩ノ井区

上伊那農業委員会協議会が主催する「農業名人」に、塩ノ井区在住の征矢博さんが「ブルーベリー栽培名人」として認定され、2月に開催された「第18回明日に翔け！上伊那ファーマーズの集い」において表彰されました。

征矢さんは、会社勤めの傍ら昭和57年27歳のときにブルーベリー栽培を始めました。当時はブルーベリーを栽培する農家が少なく、十分な栽培方法も確立されていなかったため、試行錯誤の連続だったそうです。独自に苗の畝間を広げることや考え作業効率を上げたり、品種を変えるときは必ず自分の圃場の部で試すことを徹底したり、失敗しないブルーベリー栽培を心掛けました。また、これまでに千本以上の接ぎ木を行い、その技術も卓越しています。

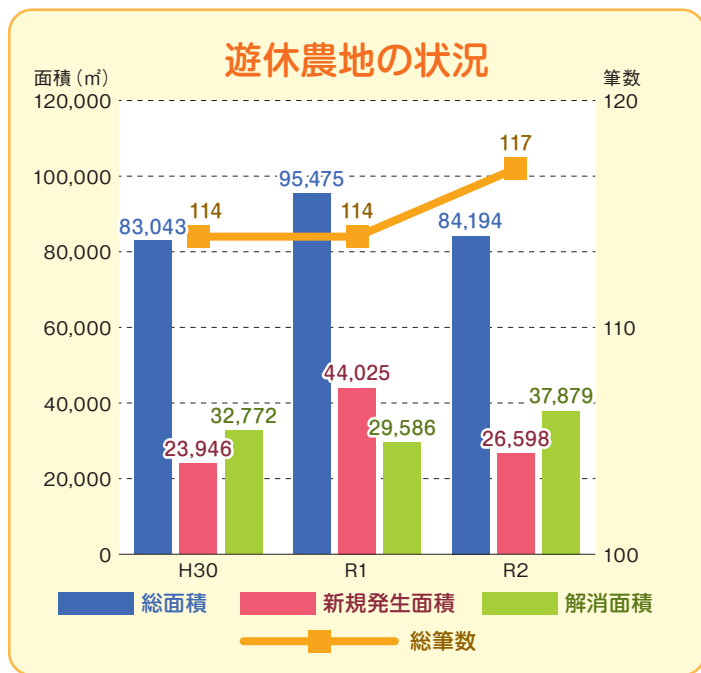
現在は30アールの圃場に800本のブルーベリーを栽培



しています。主力の品種を2種類に抑え、「1圃場に1品種の栽培」と品種をまとめることで、圃場ごとに実のなる時期を管理でき、さらに効率が悪くなったそうです。収穫期は6月下旬から8月中旬で、およそ2千300キログラムのブルーベリーを出荷しています。「あと15年くらいは頑張るかな」と、地域への農業技術の伝承と、今後のますますの活躍が期待されます。



令和2年度 遊休農地調査の結果



昨年8月、農家の皆様にご協力いただき実施した農地パトロールによる遊休農地の状況は図のとおりです。前年度より約11,000㎡ (=1.1ha) 減少しました。

ここ3年の状況を見ますと、農家の皆様や関係機関の皆様、地域の皆様のご理解とご協力により、遊休農地は前年より3~4割程度解消されてきています。しかし一方で、ほぼ同じ割合で新たに遊休農地が発生しています。

農地に雑草が繁茂すると、病害虫の発生や鳥獣の住処になるなど、周辺の農地や近くの住民の皆様にも多大な迷惑がかかります。

遊休農地を減らすため、農業委員会では調査の後、農地の利用意向調査を行い、農地中間管理機構や借受け希望者にあっせんを行うなど、その減少に努めています。

遊休農地を放置しないようお願いいたします。

農地パトロールを実施します

今年も8月頃、村内全ての農地を対象に実施します。調査当日は、農地に入って調査を実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、パトロールの日までに草刈りや耕運をするなど、適正な管理をお願いいたします。

なお、調査後、遊休農地について、その所有者に農地の利用意向調査を行いますので、調査へのご協力をお願いいたします。



農地利用調整会議が開催されました

1月29日 午後7時30分より、
村役場2階講堂にて「南箕輪村
『人・農地プラン』農地利用調整
会議」が開催されました。

この会議は、農地を貸したい
売りたい方の希望と、農地を借
りたい買いたい方の希望とを照
らし合わせて結び付けていくも
のです。毎年1月末頃に行われて
いて、農業委員会はこの会議の
仲介役として参加しています。

参加対象は、主に農地の出し
手である土地所有者と、南箕輪



村『人・農地プラン』のリストに登録されている農業の担い手の方々になりますが、農地を求
めている方は誰でも参加できます。

実際に村外の箕輪町や伊那市の方も訪れますし、
新たに就農したいという意欲あふれる方の参加もあり
ました。大判の地図を見ながら、それぞれの人の要
望をまとめていきますが、単純に早いもの勝ちで決
めるのではなく、周りとのバランスも考慮しながら話
し合いで調整していくのが特徴です。

この日は農業者41人の参加があり、32件の農地に
ついて交渉が始まることとなりました。

農地の貸借・売買を検討中の方はぜひ来年の農地
利用調整会議に参加してみてください。

(報告：農地利用最適化推進委員 渡邊健寛)



農業委員会事務局
☎ 72-2176

このようなお悩み事がありましたら、
農業委員会の委員が相談に応じます。
相談を希望される方は、新型コロナナ
ウイルス感染症拡大防止のため、事前に
農業委員会事務局までご連絡ください。
なお、当日以外でも相談事があれば、
地元の委員や農業委員会事務局までご
連絡ください。



農地相談会を開きます



日時 3月6日(土)

午前10時〜12時

場所 役場1階相談室

(玄関ホール横)

農地に関するこんなお悩みはありま
せんか。

● 後継者がいないので、農地を貸した
い、売りたい…

● 営農規模を拡大したいので、農地を
借りたい…

● 家庭菜園をしたいので、家の近くの
農地を借りたい…

農業者年金を知ってください

農業者年金は、次の要件を満たした人ならどなたでも入れます。農地を所有していなくても、配偶者や後継者でも加入できます。

- 1 60歳未満
- 2 国民年金の第1号被保険者
- 3 年間60日以上の農業従事者

この年金は、積立式の確定拠出年金です。納めた保険料は、所得税の申告の際に全額を社会保険料として控除できますので節税にもなります。人生100年時代、農業者年金の加入をお勧めします！

全国農業新聞を購読しませんか

国の農政農地施策から地域農業の話題、農作業のためになる知識や季節の野菜を使った料理の紹介など、身近な生活に役立つ情報が満載です。

1 か月の無料お試しもあります。お気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

○発行
毎週金曜日(週刊)

○購読料
月額700円



困っていませんか?



質問

最近息子が結婚し、私の持っている畑に家を建てようと思います。「転用」という言葉を耳にしますが、どうしたらいいのでしょうか。

回答

「転用」は農地を農地以外のものにすることをいいます。ご質問のように、畑に家を建てるなど、農地を農地以外のものとして活用する場合は、必ず農業委員会の許可を受けなければなりません。

転用には、①農地所有者が自ら転用する場合(農地法第4条の申請)と、②第三者が転用する場合(農地法第5条の申請)の2種類があります。ご質問のように、息子さんが家を建てる場合は、②に当たります。計画が具体的に当たったら、まずは農業委員会へ相談をしてください。

申請書類の受付について

農業委員会への申請書類の受付は、毎月5日から20日まで(土日祝祭日を除く)となっています。締切日の20日が土日祝祭日の場合は、現在、直後の開庁日を締切日としていますが、**令和3年4月以降は、直前の開庁日を締切日とします**ので、ご理解とご協力をお願いします。

風の村米だより

「金芽米」販売開始

村で収穫された「風の村米だより」が特別な精米方法により精米され、無洗米の「金芽米」として販売されています。無洗米なので環境にもやさしく、健康面では「美肌効果」もあるようです。昨年11月からは、村内の学校給食でも食べられています。

大芝高原
味工房で販売されていますので、ぜひ一度お試しください。



お知らせ

西部南箕輪 土地改良区総代選挙	3月7日(日)
J/A上伊那役員改選	5月



皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりのご感想などをお寄せください。

南箕輪村農業委員会事務局
〒399-1459-2 南箕輪村4825-1
(役場産業課内)

お寄せ頂いたご質問、ご意見、ご感想は、読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

編集後記

令和2年度はコロナウイルスで生活が一変し、7月の長雨、8月の猛暑、乾燥となかなか大変な一年となりました。これから始まる令和3年度が、全ての人のとって良い一年となることを願ってやみません。

農業委員会は令和2年7月に改選となり、今回が2回目の農業委員会だよりの発行です。掲載内容のアイデアを出し合い、取材や調査をして文章にまとめるなど、不慣れなことではありますが編集委員一同、力を合わせて頑張っています。じっくりと読んでいただけたら幸いです。

(編集委員長 渡邊健寛)